

いじめ防止基本方針

田村市立瀬川小学校

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめが、児童の尊厳を著しく毀損し、かつ教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。(法第1条「目的」関連)

(いじめの禁止)

児童は学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。(法第4条「いじめの禁止」関連)

(学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、全教職員が組織的に対策を講じ、いじめの未然防止・早期発見対応・再発防止に努めるものとする。

いじめの防止・早期発見にあたっては、保護者・地域住民・関係機関との連携を図る。また、在籍する児童がいじめを受けていると思われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。(法第7条「学校等の責務」関連)

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ① 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校・学級」づくりを推進する。
- ② いじめが発生しにくい望ましい集団づくりに向けての指導を充実する。
- ③ 児童に健全な社会性や善悪の判断、思いやりの心、自他を尊重する態度を育成するため、全教育活動を通して道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をすべての児童に持たせる。また、いじめを傍観・助長する行為もいじめと同様に許されないこと、いじめの情報を大人に伝えることは正しいことであると意識づける。
- ⑤ いじめの防止対策については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。

(2) いじめに対する基本的な対策

① 予防に関すること

ア 「田村っ子のルール 10」の指導を一層推進し、他を尊重する児童の望ましい交友関係を醸成する。

イ 各教科の授業において「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づ

くりをし、「わかる・できる授業」に努める。

ウ 道徳教育や人権教育の中で、自他の尊重・個性の伸長・いじめ防止に関する題材を位置づけいじめを許さない心情や態度を育成するとともに、自分自身を大切にし人の気持ちを思いやる心を育成する。

エ 年3回「いじめ実態調査」を定期実施するとともに、家庭との連絡相談を緊密に行い、いじめ等の早期発見に努める。また、年2回QUTテストを実施し調査結果を有効に活用する。

オ 教職員はいじめの兆候をいち早く察知するため、日常的に児童との関わりを深めるようにする。いじめの兆候を察知した時は、すみやかに生徒指導委員会（いじめ対応委員会）を開催し、その情報を全教職員で共有するものとする。

カ 児童相互及び児童と教職員の望ましい人間関係づくりに努める。

キ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。

ク 日常的に教育相談活動の充実を図る。

ケ 各学級の生徒指導上の諸問題を全教職員が共有する。

② 対応に関すること

ア いじめが予見または認知された場合は、迅速な初期対応を行い、早期解決を図ること。

イ 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。

ウ 全校を挙げた組織的な対応により、早期解決を図る。

エ 対応の段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階	組 織 対 応 の 要 点
事実把握	・正確な事実調査 ・全体像の把握 ・管理職へのすみやかな情報伝達（「報告・連絡・相談・確認」）
方針決定	・ねらいの明確化 ・指導役割の分担 ・全職員の共通理解
指導支援	・被害者の心情理解 ・原因の把握 ・加害者への働きかけ ・被害者と加害者の融和
継続支援	・正確な経過観察 ・再発防止 ・当事者保護者への継続的な働きかけ

③ 相談に関すること

ア 児童及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

イ 教育相談活動の充実を図る。

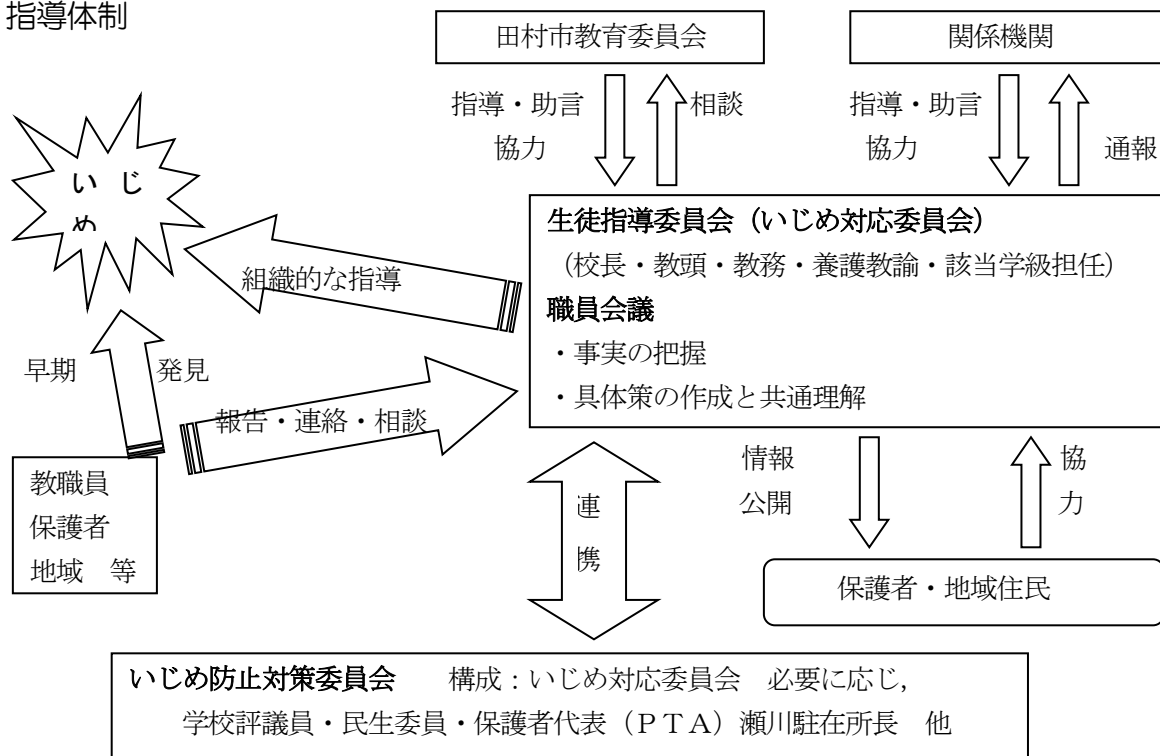
○ 教育相談（児童対象）、個別懇談（保護者対象）の定期開催 ＊7月

ウ 保護者や地域住民との連携を図り幅広い情報収集に努めるとともに、SC、SSW及び心の教室相談員及び警察等の関係機関と連携を効果的に活用する。

エ 児童及び保護者に外部相談機関の情報を周知する。

○ 福島いじめSOS ○ ダイヤルSOS ○ いじめ110番

3 指導体制



4 役割分担と内容

- 生徒指導主事 : いじめの実態調査の実施と集約, 生徒指導委員会・ケース会議の開催, 各担任との情報交換
- 各担任 : 児童の生活状況の把握と指導, 学級経営・授業の充実, 家庭との信頼関係の醸成
- 養護教諭他 : 保健室での教育相談, 情報収集及び情報の提供
- 全教職員 : 地域・各団体・機関からの情報収集
- 教頭 : いじめ防止対策に係る研修計画の立案・実施, 保護者への啓発等

5 年間運営計画

月	場	活 動 内 容
4	生徒指導委員会	いじめ防止基本方針審議 家庭訪問
5	各学級	学校生活アンケート QUテスト①の実施 教育相談 (児童)
6	生徒指導全体会	いじめ防止基本方針の周知 研修①
	職員会議	いじめ実態調査審議 学校生活アンケートの実施・分析
7	各学級	
9	生徒指導全体会	研修② 学校生活アンケート
10	職員会議	個別懇談 QUテスト②の実施
11・12	各学級	学校生活アンケートの実施
1	生徒指導全体会	研修③ 学校生活アンケートの実施
2	各学級	
3	職員会議	教育課程実施反省と次年度の課題 学校生活アンケートの実施